

補助事業一覧表（認可保育所等活用型）

（運営費補助事業）

事業	要件	補助対象経費	補助基準額
1 放課後児童健全育成事業	<p>(1) 国要綱別添1に規定する事業に該当すること。</p> <p>(2) 都要綱別添1に規定する事業に該当すること。</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業所の年間の開所日数が、250日以上であること。</p>	<p>人件費、物品購入費、維持管理費その他の都要綱別添1に規定する事業に要する経費 (飲食物費を除く。)</p>	<p>次の(1)及び(3)に定める額（1日の開所時間が8時間以上の場合は、次の(1)から(3)までに定める額）の合計額</p> <p>(1) 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 児童数が1～19人の場合</p> $2,558,000円 - (19人 - 児童数) \times 29,000円$ <p>イ 児童数が20～35人の場合</p> $4,734,000円 - (36人 - 児童数) \times 26,000円$ <p>(2) 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p>

			<p>(年間開所日数－250日) × 19,000円</p> <p>(1日8時間以上開所する場合)</p> <p>(3) 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)</p> <p>ア 平日分 「1日の開所時間が6時間を超える時間のうち19時までの時間」の年間平均時間数 × 409,000円</p> <p>イ 長期休暇等分 「1日の開所時間が8時間を超える時間のうち19時までの時間」の年間平均時間数 × 184,000円</p>
2 障害児受入推進事業	(1) 国要綱別添3に規定する事業(国要綱別添3の3(3)に掲げる事業に限る。)に該当すること。	都要綱別添3の3(3)に規定する経費	1支援の単位当たりの年額 2,009,000円

	(2) 都要綱別添3に規定する事業(都要綱別添3の3(3)に掲げる事業に限る。)に該当すること。		
3 放課後児童クラブ送迎支援事業	<p>(1) 小学校から当該事業者への移動にあたっては、必ず職員が引率すること(送迎)。</p> <p>(2) 学年ごと又はBOP(放課後子供教室)利用児について下校時間がずれる場合は、必要に応じて複数回引率できる体制を整えること。</p> <p>(3) 児童5名までは1名以上、児童6～12人までは2名以上の職員を目安に引率し、13名以上の児童を引率するときは、約10人増えるごとに1名を目安に引率する職員を増員すること。</p> <p>(4) 入学当初の引率について</p>	人件費、バス等車輛に係る燃料費その他の送迎に要する経費	1事業所当たりの年額 2,400,000円

	<p>は、(3)の人数に関わらず児童の安全性がしっかり確保できる体制を組むことともに、大通りを挟む場合、不審者情報のお知らせが出ている場合、荒天の場合等に児童の安全を最優先し、(3)の人数に加え引率者を追加配置できる体制を組むこと。</p> <p>(5)車両による引率の場合、運転者とは別に引率者を配置すること。</p> <p>(6)1日の引率回数は学校のカリキュラムを踏まえ、3回以上を目安に実施すること。</p> <p>(7)保護者、児童及び事業者において、学校から施設までの引率が不要であると合意できた場合は、引率を不要としても差し支えないも</p>		
--	--	--	--

	<p>のとする。</p> <p>(8)引率について、区、学校、新BOP等と調整が必要な場合は、誠意をもって応じる</p> <p>こと。</p>		
4 放課後児童支援員等処 遇改善等事業	<p>(1) 国要綱別添6に規定 する事業（国要綱別添6 の3(1)及び(2)に掲げる 事業に限る。）に該当す ること。</p> <p>(2) 都要綱別添6に規定 する事業（都要綱別添6 の3(1)及び(2)に掲げる 事業に限る。）に該当す ること。</p>	都要綱別添6の3(1)に規 定する経費	<p>(1)家庭、学校等との連絡及 び情報交換等の育成支援に 従事する職員を配置 1,678,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との 連絡及び情報交換等」に加 え、地域との連携・協力等 の育成支援に従事する常勤 職員を配置 3,158,000円</p>
5 障害児受入強化推進事 業	<p>(1) 国要綱別添7に規定 する事業（国要綱別添7 の3(1)③並びに(2)① ウ及び②に掲げる事業に 限る。）に該当するこ と。</p> <p>(2) 都要綱別添7に規定</p>	都要綱別添7の3(1)ウ並 びに(2)①ウ及び②に規定 する経費	<p>(1) 障害児を2人以上5 人以下受け入れる場合 1支援の単位当たり の年額 2,000,000円</p> <p>(2) 障害児を6人以上8 人以下受け入れる場合 ア 職員を1人配置</p>

	<p>する事業（都要綱別添7の3(1)ウ並びに(2)①ウ及び②に掲げる事業に限る。）に該当すること。</p>		<p>1 支援の単位当たりの年額 2,000,000円 イ 職員を2人以上配置</p> <p>1 支援の単位当たりの年額 4,000,000円</p> <p>(3) 障害児を9人以上受け入れる場合</p> <p>ア 職員を1人配置</p> <p>1 支援の単位当たりの年額 2,000,000円 イ 職員を2人以上配置</p> <p>1 支援の単位当たりの年額 4,000,000円</p> <p>ウ 職員を3人以上配置</p> <p>1 支援の単位当たりの年額 6,000,000円</p> <p>(4) 医療的ケア児を受け入れる場合</p> <p>ア 看護職員等を配置</p> <p>1 支援の単位当たり</p>
--	--	--	--

			の年額 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1支援の単位当たりの年額 1,353,000円
6 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	(1) 国要綱別添10に規定する事業に該当すること。 (2) 都要綱別添10に規定する事業に該当すること。	人件費その他の都要綱別添10に規定する事業に要する経費	1支援の単位当たりの年額 1,451,000円
7 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	(1) 国要綱別添11に規定する事業に該当すること。 (2) 都要綱別添11に規定する事業に該当すること。	都要綱別添 11 に規定する経費	1事業所当たりの年額 300,000円
8 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	(1) 国要綱別添12に規定する事業に該当すること。 (2) 都要綱別添12に規定する事業に該当すること。	都要綱別添 12 に規定する経費	次の(1)から(3)までに掲げる1支援の単位当たり年額の合計額。ただし、1支援の単位あたりの基準額は、919,000円を上限とする。 (1) 放課後児童支援員を

			<p>配置 対象職員 1 人当たり131,000円</p> <p>(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり263,000円</p> <p>(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり394,000円</p>
9 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)	<p>(1) 国要綱別添13に規定する事業に該当すること。</p> <p>(2) 都要綱別添 15 に規定する事業に該当すること。</p>	都要綱別添 15 に規定する経費	<p>支援の単位ごとに、次の算式により算出された額の合計額</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数</p>
10 都型学童クラブ事業	都型学童クラブ事業実施要綱に規定する事業に該当すること。	都型学童クラブ事業補助要綱別表に規定する経費	支援の単位ごとに、次に掲げる毎月初日の児童数の区分に応じてそれぞれ定める額(1支援の単位当たり月額)

			<p>(1) 児童数が10～19人 346,000円－(19人－児童数)×20,000円</p> <p>(2) 児童数が20～35人 346,000円－(36人－児童数)×11,500円</p>
1 1 学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業	<p>都要綱別添 14 に規定する事業（都要綱別添 14 の3(1)ウ及び(2)ウに掲げる事業に限る。）及び都要綱別添 14 に規定する事業（都要綱別添 14 の3(3)に掲げる事業に限る。）のいずれにも該当すること。</p>	<p>都要綱別添 14 の3(1)ウ、(2)ウ又は(3)に規定する経費</p>	<p>1 支援の単位当たりの年額 7,500,000円</p>
1 2 児童数加算	—	—	<p>毎月初日の登録児童数に15,000円を乗じて得た額(月額)に事業の実施月数を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p>

(施設整備費補助事業)

事業	要件	補助対象経費	補助基準額
1 放課後児童クラブ環境改善事業	(1) 国要綱別添2に規定する事業（国要綱別添2の3(2)④に掲げる事業に限る。）に該当すること。 都要綱別添2に規定する事業（都要綱別添2の3(2)エに掲げる事業に限る。）該当すること。	都要綱別添2の3エに規定する経費	(1) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 1事業所当たり5,000,000円

備考

- 1 支援の単位とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第4項に規定する単位をいう。
- 2 各事業（放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業を除く。）の事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合の基準額は、基準額（年額）を12で除して得た額に事業実施月数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。
- 3 賃金改善対象者数とは、都要綱別添15に規定する賃金改善対象者数をいう。
- 4 （運営費補助事業）の1から9まで及び11から12に掲げる事業において、1の支援の単位を構成する児童数が10人未満の支援の単位についても補助対象とすることができる。
- 5 補助金の交付額は、別表事業の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表補助基準額の欄に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、その事業に係る総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に、7の毎月初日の登録児童数に15,000円を乗じて得た額（月額）に事業の実施月数を乗じて得た額を加えて得た額とす

る。